

司書資格を有する学校司書の現職教育について

鈴木 守

In-service Education for Qualified School Librarians

Mamoru SUZUKI

2019年11月6日受理

抄 錄

本稿は、学校司書の現職教育について検討するために、まず、文部科学省の平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」の学校司書が有する資格と経験に関する結果から、図書館法の定める司書資格を保有して採用されている学校司書が多い状況であることを確認した。司書の資格を有する学校司書が司書資格を得るために履修した図書館に関する科目と、学校司書のモデルカリキュラムの科目との内容の比較から、特に学校図書館のパブリックサービスや児童生徒の教育支援に関する内容を学ぶことが困難であること、一方で、学校司書のモデルカリキュラムに含まれない『図書館概論』、『図書館制度・経営論』、『児童サービス論』『生涯学習概論』から社会教育や公共図書館主体であるが、学校図書館の概要、学校図書館法や児童読書、地域と学校との連携の内容は学校図書館の基礎的な知識を修得する上でプラスとなり得ることを指摘した。

キーワード：学校司書 現職教育 司書課程 図書館に関する科目 学校図書館

1. はじめに

学校図書館は学校教育において不可欠なものであり、教育課程の展開への寄与や児童生徒の健全な教養の育成から、読書活動や学習活動、情報活用能力の育成に対する支援に至る重要な役割を果しており、今後の学校教育においても、主体的・対話的で深い学び等を支援していくことが期待される。

学校図書館がその機能を発揮するためには、司書教諭とともに学校司書の存在を欠かすことができない。学校司書は、その職務に関する専門的知識及び技能を必要とするため、学校司書のモデルカリキュラムに基づき、現在、全国の大学で学校司書の養成が行われつつある。

一方、学校図書館の現場では、既に多くの学校司書が勤務している¹。学校司書の資格については制度上の定めが無いため、地方公共団体においては司書資格や司書教

論資格、教諭免許状、相当の実務経験等を求める等の要件を定めて、学校司書を採用してきた²。そのため、学校司書が保有する資格や知識・技能等の状況は様々である³。特に、図書館法が定める司書の資格や職務経験をもって採用され公立学校図書館の業務に従事する学校司書が多いことが明らかになっている。司書は社会教育の専門的職員であり、司書の資格のみを有することによって、学校司書の資格とみなすことは難しい⁴。そこで、学校司書としての専門的知識・技能等の水準の確保に向けた取組が課題となっている⁵。学校司書のモデルカリキュラムは、学校司書が職務を遂行するにあたって、履修していることが望ましいものとされる。未だ学校司書のモデルカリキュラムを履修していない学校司書が、学校図書館の基礎的な知識や技能等をいかに学ぶか。学校司書が大学で改めて学校司書のモデルカリキュラムを受講することは難しいのではないかとの指摘がある⁶。従って、学校図書館の基礎的な知識や技能等を当面は研修等の現職教育において学ぶことになるであろう。

本稿では、特に図書館法の定める司書資格を有する学校司書に対する現職教育の内容を検討するために、司書の資格を得るための図書館に関する科目から、学校や学校図書館に関するどのような内容を学ぶことができるのかを明らかにすることを目的とする。

本稿の構成として、第2章では、文部科学省の平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」が明らかにしている学校司書が有する資格と経験について確認する。第3章では、学校司書のモデルカリキュラムを構成する科目の内、司書資格を得るための科目とは異なる科目について、ねらいと内容を概観する。第4章では、図書館法の定める司書資格を得るための図書館に関する各科目の内、学校や学校図書館に関する内容を確認することによって、図書館法に定める司書資格を有するが学校司書のモデルカリキュラムを履修していない学校司書が学校や学校図書館について何を学ぶことができるのかを考察する。

2. 学校司書が有する司書資格と経験

既に述べた通り、公立学校の学校司書の多くは、図書館法規定の司書資格等を有している。公立学校の学校司書が採用時点で有していた資格と経験については、図書館法が定める司書を保有する学校司書が最も多い。平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、平成26年5月1日現在、学校司書が採用時点で有している資格毎の人数および対象(13,309人)に対する割合は、図書館法規定の司書等が7,260(55%)、司書教諭が1,828人(14%)、図書館勤務経験等は3,677人(28%)、資格・経験なしは603人(27%)であることが明らかにされている。公立学校の学校司書の5割以上が採用時点で図書館法規定の司書資格等を有している[図1 参照]。

一方、学校図書館法規定の司書教諭資格については、公立学校司書の2割未満に止まっている。なお、図書館法規定の司書等を有する学校司書の内、学校図書館法規定の司書教諭資格をも有する学校司書の数は公表された調査結果からは分からない。

また、地方自治体における公立学校の学校司書の採用条件についても、図書館法規定の司書が最も多い。平成 26 年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、平成 26 年 5 月 1 日現在、学校司書の採用条件となる資格と経験毎の自治体数および対象（1,741 自治体）に対する割合は、図書館法規定の司書等が 1,023 自治体（59%）、司書教諭が 262 自治体（15%）、図書館勤務経験等が 275 自治体（16%）、資格・経験なしが 603 自治体（35%）であった〔図 2 地方自治体における学校司書の採用条件について（公立）参照〕。公立学校の学校司書を採用する自治体の約 6 割が図書法規定の司書資格を学校司書の採用条件としていた。

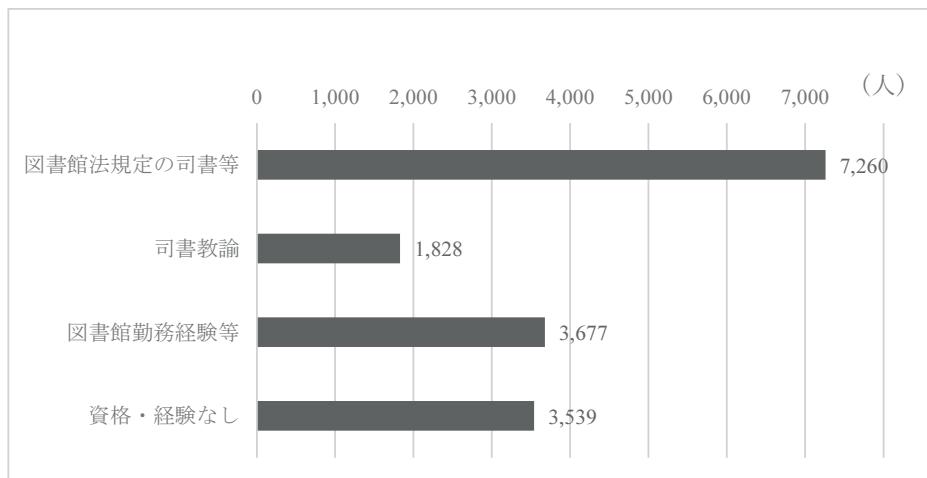


図 1 学校司書が採用時点で有していた資格について（公立）

出典：学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議（第 1 回）配付資料

※回答のあった学校司書（常勤・非常勤問わず）13,309人が対象

※複数選択可能なため、合計人数は 13,309 人を上回る

※数値は「学校図書館の現状に関する調査」より（数値は平成 26 年 5 月 1 日現在）

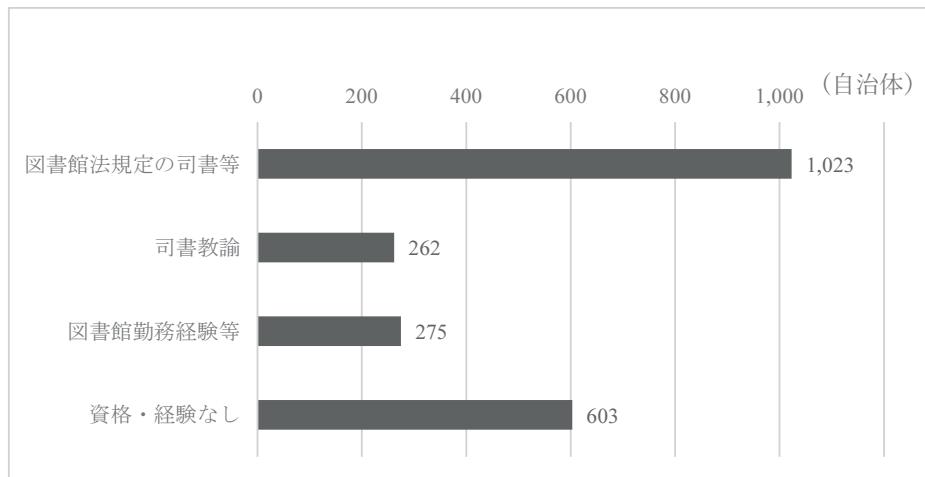


図2 地方自治体における学校司書の採用条件について（公立）

※複数選択可能なため、合計数は全1,741自治体（平成26年度時点）を上回る

※数値は「学校図書館の現状に関する調査」より（数値は平成26年5月1日現在）

3. 学校司書のモデルカリキュラムと司書科目の比較

学校司書のモデルカリキュラムを構成する科目は以下の通りである〔表1参照〕。

学校司書のモデルカリキュラムの科目は、学校司書が学校図書館において職務を遂行するための基礎的な知識・技能を習得するため、履修していることが望ましいものとされる。図書館法が定める司書資格を有する学校司書が、学校司書のモデルカリキュラムの科目を修得していない場合、現職教育として学ぶことが望ましい内容とはどのようなものであろうか。

学校司書のモデルカリキュラムの科目の内、図書館法に規定する司書資格を得るために履修する図書館に関する科目（2012年以降）は、『図書館情報技術論』、『図書館情報資源概論』、『情報資源組織論』、『情報資源組織演習』である。2012（平成24）年度以降に司書課程で図書館に関する科目を修得して司書資格を得た者は、既にこれらの科目は修得していると考えられる。図書館に関する科目の内、いわゆるテクニカルサービス（間接業務）に関する科目の多くは学校司書のモデルカリキュラムの「学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目」に含まれている。すなわち、図書館法上の司書の資格を有する学校司書は、学校図書館においてテクニカルサービスを遂行するための基礎的な知識・技能は修得しているといえる。

一方、学校司書のモデルカリキュラムの科目の内、図書館に関する科目に含まれない科目は、『学校図書館概論』、『学校図書館サービス論』、『学校図書館情報サービス論』、『学校教育概論』、『学習指導と学校図書館』、『読書と豊かな人間性』である。

学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目の内、特に『学校図書館概論』という学校図書館版の基礎科目と位置付けられる科目とともに、『学校図書館サービス』、『学校図書館情報サービス論』で学ぶ学校図書館独自のパブリックサービスを遂行するための内容、および児童生徒に対する教育支援に関する内容については、図書館法上の司書の資格を有する学校司書が改めて学ぶ必要があるものといえる。

表1. 学校司書のモデルカリキュラム

学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目				
科目	司書	教職課程	司書教諭	単位数
学校図書館概論			※	2
図書館情報技術論	○			2
図書館情報資源概論	○			2
情報資源組織論	○			2
情報資源組織演習	○			2
学校図書館サービス論				2
学校図書館情報サービス論	※			2
児童生徒に対する教育支援に関する科目				
科目	司書	教職課程	司書教諭	単位数
学校教育概論		※		
学習指導と学校図書館			○	2
読書と豊かな人間性			○	2

※「学校図書館概論」は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には、「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。
 ※「学校図書館情報サービス論」は、司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1), 5), 6)の内容を含んだ科目として、この2科目の両方を履修した場合には、「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。
 ※「学校教育概論」は、教科及び教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目をすべて履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。
 教育の基礎的理義に関する科目のうち、
 •「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
 •「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の事項を含む科目
 •「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目
 •「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項を含む科目

30初児生第11号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 平成30年8月23日 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成31年4月1日以降）

なお、学校司書の内、図書館法が定める司書資格のみを有する者が学校司書のモデルカリキュラムを受講する場合、司書の資格を得るために既に図書館に関する科目を

修得していくても、新たに少なくとも 6 科目を大学等で受講することになる。そのため学校司書が負う経済的な負担や多忙など時間的な問題が生じる可能性がある。学校司書のモデルカリキュラムを学校司書の現職者に受講させることを検討するために、学校司書の現職者の置かれている状況を十分に明らかにする必要がある。

図書館法に規定される司書資格を有するが、学校司書のモデルカリキュラムを受講していない場合、当面の間、学校司書のモデルカリキュラムを受講できない場合には、研修などの現職教育により、学校図書館において職務を遂行するための基礎的な知識・技能を学校図書館における初任者研修等で身につけていくとともに、業務経験やその他の学習機会等による学習等を通じて、学校司書に必要な資質・能力を高めていくことになる。

学校司書のモデルのカリキュラムの科目の内、図書館に関する科目に含まれない 6 科目とそのねらい、内容は以下の通りである [表 2 - 表 9 参照]

表 2 『学校図書館概論』の科目のねらいと内容

学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項についての理解を図る。	
1)	学校図書館の理念と教育的意義
2)	教育行政と学校図書館
3)	学校経営における学校図書館
4)	学校図書館の経営（人、資料、予算、評価等）
5)	学校図書館の施設・設備
6)	学校司書の職務（教育指導への支援を含む）と教職員との協働、研修
7)	学校図書館メディアの選択と管理、提供
8)	学校図書館活動
9)	図書館の相互協力とネットワーク

30 初児生第 11 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 平成 30 年 8 月 23 日 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成 31 年 4 月 1 日以降）

表 3 『学校図書館サービス論』の科目のねらいと内容

学校図書館における児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図る。	
1)	学校図書館サービスの考え方と構造
2)	学校図書館の環境整備（利用案内、配架・案内表示、展示・掲示、修理・製本）
3)	学校図書館の運営（年間運営計画、基準・マニュアル類、記録・統計、会計・文書管理）
4)	学校図書館利用のガイダンス
5)	資料・情報の提供（利用案内、貸出、予約サービス、資料紹介・案内、資料相談）
6)	児童生徒への読書支援（図書館行事、図書リスト、読書推進活動、読書相談）

7)	児童生徒への学習支援（教科等の指導に関する支援、特別活動の指導に関する支援、情報活用能力の育成に関する支援）
8)	特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援
9)	教職員への支援（資料相談、情報提供、教材準備に関する支援、チームティーチング）
10)	広報・渉外活動（学校図書館便り、HPの活用、学校行事等との連携）

30 初児生第 11 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 平成 30 年 8 月 23 日 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成 31 年 4 月 1 日以降）

表 4 『学校図書館情報サービス論』

情報サービスの種類や各種情報源の特性の理解を図るとともに、必要に応じて演習を行い、児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図る。	
1)	学校図書館における情報サービスの意義
2)	情報サービスの理論と実際（種類、プロセス、情報検索）
3)	レファレンスコレクションの整備（参考資料、地域資料、ファイル資料、二次資料、各種資料リスト、パスファインダー、リンク集）
4)	各種情報源の比較と評価（児童生徒の発達段階を踏まえる）
5)	児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応
6)	情報サービスの提供による探究的な学習の支援
7)	情報サービスと著作権

30 初児生第 11 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 平成 30 年 8 月 23 日 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成 31 年 4 月 1 日以降）

表 5 『学校教育概論』

学校教育や児童生徒の心身の発達などの基本的事項についての理解を図る。	
1)	学校教育の意義と目標
2)	教育行政と学校教育
3)	教育課程の意義と学習指導要領
4)	学校教育と教科書
5)	児童生徒の心身の発達及び学習の過程
6)	特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解
7)	学校教育に関する現代的諸課題

30 初児生第 11 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 平成 30 年 8 月 23 日 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成 31 年 4 月 1 日以降）

表6 学習指導と学校図書館

学習指導における学校図書館メディア活用についての理解を図る。	
1)	教育課程と学校図書館
2)	発達段階に応じた学校図書館メディアの選択
3)	児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成
4)	学習過程における学校図書館メディア活用の実際
5)	学習指導における学校図書館の活用
6)	情報サービス（レファレンスサービス等）
7)	教師への支援と働きかけ

30 初児生第11号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 平成30年8月23日 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成31年4月1日以降）

表7 読書と豊かな人間性

児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る。	
1)	読書の意義と目的
2)	読書と心の教育（読書の習慣形成を含む）
3)	発達段階に応じた読書の指導と計画
4)	児童・生徒向け図書の種類と活用（漫画等の利用方法を含む）
5)	読書の指導方法（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等）
6)	家庭、地域、公共図書館等との連携

30 初児生第11号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 平成30年8月23日 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成31年4月1日以降）

4. 司書の資格を得るために図書館に関する科目と学校図書館に関する内容

司書資格を得るために修得する図書館に関する科目と全体的な体系は以下の通りである〔表8、表9参照〕。

表8 図書館に関する科目の構成 図書館法施行規則から

甲群		乙群	
科目	単位数	科目	単位数
生涯学習概論	2	図書館基礎特論	1
図書館概論	2	図書館サービス特論	1
図書館制度・経営論	2	図書館情報資源特論	1
図書館情報技術論	2	図書・図書館史	1

図書館サービス概論	2	図書館施設論	1
情報サービス論	2	図書館総合演習	1
児童サービス論	2	図書館実習	1
情報サービス演習	2		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習	2		

図書館法施行規則 第1条より

表9 図書館に関する科目の体系

基礎科目	サービスに関する科目
生涯学習概論 図書館概論 図書館情報技術論 図書館制度・経営論	図書館サービス概論 情報サービス論 児童サービス論 情報サービス演習
図書館情報資源に関する科目	選択科目
図書館情報資源概論 情報資源組織論 情報資源組織演習	図書館基礎特論 図書館サービス特論 図書館情報資源特論 図書・図書館史 図書館施設論 図書館総合演習 図書館実習

これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について』

図書館に関する科目の内、学校司書のモデルカリキュラムの科目に含まれていない科目は数多い。司書の資格を得るために必ず修得する甲群を構成する科目の内、まず基礎科目に分類される『生涯学習概論』、『図書館概論』、『図書館制度・経営論』が該当しない。また、サービスに関する科目に分類される『図書館サービス概論』、『情報サービス論』、『児童サービス論』、『情報サービス演習』が該当する。このように、公共図書館を学ぶ基礎となる科目の多くと（パブリック）サービスに関する科目は、学校司書のモデルカリキュラムには含まれない。さらに、司書の資格を得るために2科目以上選択して修得する乙群の科目を構成する『図書館基礎特論』、『図書館サービス特論』、『図書館情報資源特論』、『図書・図書館史』、『図書館施設論』、『図書館総合演習』、『図書館実習』のすべてが学校司書のモデルカリキュラムの科目として含まれない。

司書を得るための図書館に関する科目と学校司書のモデルカリキュラムを平行して履修することは、一定の負担はかかる。一方で、公共図書館と学校図書館を比較することによって理解を深めることができる。また公共図書館と学校図書館との間を異動

することがある職場に勤務する場合にはメリットがあると考えられる。

図書館に関する科目の内、学校司書のモデルカリキュラムに含まれていない科目の中には、そのねらいや内容の中に学校や学校図書館に関する内容を含む科目がある。具体的には、『図書館概論』、『図書館制度・経営論』、『児童サービス論』および『生涯学習概論』である。大学等に設置される司書養成課程の科目の内容を編成する際に参考にされる『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧』に記載されている科目的ねらいと内容について、学校や学校図書館の内容が含まれているかを確認する⁷。

4.1 『図書館概論』

『図書館概論』の科目的ねらいは、図書館の機能や社会における意義や役割について理解を図り、図書館の歴史と現状、館種別図書館と利用者ニーズ、図書館職員の役割と資格、類縁機関との関係、今後の課題と展望等の基本を解説することである。これらの内容の内、館種別図書館には一般に公共図書館、国立図書館、大学図書館、専門図書館と共に学校図書館が含まれる。また、科目的内容にも“館種別図書館と利用者のニーズ”が含まれている。学校図書館の利用者は児童、生徒、教員である（表10 参照）。⁸

表10 図書館概論の科目的ねらいと内容

図書館概論	
図書館の機能や社会における意義や役割について理解を図り、図書館の歴史と現状、館種別図書館と利用者ニーズ、図書館職員の役割と資格、類縁機関との関係、今後の課題と展望等の基本を解説する。	
1)	図書館の現状と動向
2)	図書館の構成要素と機能
3)	図書館の社会的意義（ユネスコ公共図書館宣言、地域社会と図書館を含む）
4)	知的自由と図書館（図書館の自由に関する宣言等）
5)	図書館の歴史
6)	公立図書館の成立と展開
7)	館種別図書館と利用者のニーズ
8)	図書館職員の役割と資格
9)	図書館の類縁機関・関係団体（文書館を含む）
10)	図書館の課題と展望

これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目的在り方について 別紙2 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧

4.2 『図書館制度・経営論』

『図書館制度・経営論』の科目のねらいは、“図書館に関する法律、関連する領域の法律、図書館政策について解説するとともに、図書館経営の考え方、職員や施設等の経営資源、サービス計画、予算の確保、調査と評価、管理形態等について解説する”ことである。この「図書館」は概ね公立図書館のことを指している。しかし、『図書館制度経営論』の内容には、他館種の図書館に関する法律として、『学校図書館法』が含まれる。⁹ また、図書館サービス関連法規として子どもの読書活動推進法、文字・活字文化振興法は学校図書館にも関連する法律である。さらに著作権法については、学校司書のモデルカリキュラムの科目『情報サービスと著作権』の内容にもかかわっているであろう（表11参照）。

表11 図書館制度経営論の科目のねらいと内容

図書館概論・経営論	
図書館に関する法律、関連する領域の法律、図書館政策について解説するとともに、図書館経営の考え方、職員や施設等の経営資源、サービス計画、予算の確保、調査と評価、管理形態等について解説する。	
1)	図書館法（逐条解説）
2)	他館種の図書館に関する法律等（学校図書館法、国立国会図書館法、大学設置基準、身体障害者福祉法）
3)	図書館サービス関連法規（子どもの読書活動推進法、文字・活字文化振興法、著作権法、個人情報保護法、労働関係法規、民法等）
4)	図書館政策（国、地方公共団体）
5)	公共機関・施設の経営方法（マーケティング、危機管理を含む）
6)	図書館の組織・職員（組織構成、館長の役割、人事管理、図書館協議会、ボランティアとの連携）
7)	図書館の施設・設備
8)	図書館のサービス計画と予算の確保
9)	図書館業務・サービスの調査と評価
10)	図書館の管理形態の多様化

これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について 別紙2 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧

4.3 『児童サービス論』

『児童サービス論』の科目のねらいは、児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象に、発達と学習における読書の役割、年齢層別サービス、絵本・物語等の資料、読み聞かせ、学校との協力等について解説し、必要に応じて演習を行うことである『児童サービス論』の内容には、学校、学校図書館の活動（公立図書館との相違点を含む）と、学校・家庭・地域との連携・協力等、学校や学校図書館に関する事項が含まれている。¹⁰ これらの内容は、学校司書のモデルカリキュラムの『読書と豊かな人間性』

の内容である家庭、地域、公共図書館等との連携にも関わる内容である。

『児童サービス論』の内容を構成する発達と学習における読書の役割、児童資料、児童サービスの実際については、学校司書のモデルカリキュラムの『読書と豊かな人間性』の内容である読書の意義や目的、読書と個々の教育、発達段階に応じた読書の指導と計画に児童・生徒向けの図書の種類と活用、読書の指導方法にそれぞれ関連している。

表12 『児童サービス論』の科目のねらいと内容

児童サービス論	
児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象に、発達と学習における読書の役割、年齢層別サービス、絵本・物語等の資料、読み聞かせ、学校との協力等について解説し、必要に応じて演習を行う	
1)	発達と学習における読書の役割
2)	児童サービスの意義（理念と歴史を含む）
3)	児童資料（絵本）
4)	児童資料（物語と伝承文学、知識の本）
5)	児童サービスの実際（資料の選択と提供、ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク等）
6)	乳幼児サービス（ブックスタート等）と資料
7)	ヤングアダルトサービスと資料
8)	学習支援としての児童サービス（図書館活用指導、レファレンスサービス）
9)	学校、学校図書館の活動（公立図書館との相違点を含む）
10)	学校、家庭、地域との連携・協力

これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について 別紙2 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧

このように、学校司書のモデルカリキュラムの科目には含まれていないが、『図書館概論』、『図書館制度経営論』、『児童サービス論』については科目のねらいと内容に学校や学校図書館に関する内容が含まれている。また、これらの科目はいずれも、図書館に関する科目の中で司書資格を得るために必ず修得する甲群の科目である。従って、司書資格を有する学校司書は、学校図書館の専門職として要求されるレベルとはいえないであろうが、学校や学校図書館について、ある程度の知識を備えているといえる。

しかし、これらの科目は司書資格を得るための図書館に関する科目であり、基本的には、教育基本法に基づく社会教育の施設としての図書館、そして社会教育の専門的指導者としての司書が主な対象として考えられている。学校や学校図書館、学校司書が属する学校教育等についてより深く学ぶ必要があることは、言うまでもないであろう。

4.4 『生涯学習概論』

『生涯学習概論』の科目のねらいは、生涯学習及び社会教育の本質と意義の理解を図り、教育に関する法律・自治体行財政・施策、学校教育・家庭教育等との関連、並びに社会教育施設、専門的職員の役割、学習活動への支援等の基本を解説することである。『生涯学習概論』の内容には、生涯学習社会における家庭教育・学校教育・社会教育の役割と連携、教育の原理、教育関連法規等が含まれている。

表13 生涯学習概論のねらいと内容

生涯学習概論	
生涯学習及び社会教育の本質と意義の理解を図り、教育に関する法律・自治体行財政・施策、学校教育・家庭教育等との関連、並びに社会教育施設、専門的職員の役割、学習活動への支援等の基本を解説する。	
1)	生涯学習・生涯教育論の展開と学習の実際
2)	生涯学習社会における家庭教育・学校教育・社会教育の役割と連携
3)	生涯学習振興施策の立案と推進
4)	教育の原理とわが国における社会教育の意義・発展・特質
5)	社会教育行政の意義・役割と一般行政との連携
6)	自治体の行財政制度と教育関連法規
7)	社会教育の内容・方法・形態（学習情報の提供と学習相談、評価を含む）
8)	学習への支援と学習成果の評価と活用
9)	社会教育施設・生涯学習関連施設の管理・運営と連携
10)	社会教育指導者の役割

これから図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について 別紙2 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧

『生涯学習概論』の内容は、ねらいや内容から見ても全体的に社会教育に関することが中心である。『生涯学習概論』の内容に含まれる教育関連法規についても、教育基本法の社会教育に関する部分や『社会教育法』の解説が中心であると思われる。学校教育や学校について取り上げられても、学校図書館についてはあまり触れられる機会はないのではないかと思われる¹¹。

しかし、『生涯学習概論』の内容には、学校図書館が属している学校教育の内容もある。例えば、生涯学習には学校教育において行われる子どもの学習か、社会教育において社会で行われる学習、家庭で行われる学習など多種多様な学習と共に含まれる。また、生涯学習社会において学校教育は家庭教育や社会教育との連携については、特に学校教育と社会教育において、学社連携や学社融合が提唱され、学校と公共図書館等の社会教育施設の連携など、地域による実践が見られる。また、社会や地域による

学校支援のための「学校支援地域本部」や、地域に開かれた学校づくりのための「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会）等の制度が整備されつつある。さらに、「地域学校協働活動推進事業」により、地域と学校との協働が推進されている。このように『生涯学習概論』の内容の範囲において、学校教育と社会教育との連携に関わる部分が見られる。特に、地域による学校支援の事例においては、読み聞かせなど地域の住民によるボランティア活動等が見られる。学校図書館と社会や地域との連携において参考になる内容ではないか。

学校司書のモデルカリキュラムにおいては『生涯学習概論』は存在しないし、『学校教育概論』の内容からは、生涯学習や社会教育に関する内容を見ることができない¹²。今後、学校司書のモデルカリキュラムを受講した学校司書が現場においても増加することになるであろう。一方で、これからの中学校がますます地域に開かれていく方向に進むことになる。学校司書の研修などの現職者教育においても、生涯学習や社会教育について学ぶ機会を設けることが求められるのではないか。

5. まとめに代えて

本稿は、学校司書の現職教育について検討するために、まず、文部科学省の平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」が明らかにした学校司書が有する資格と経験に関する調査結果から、図書館法の定める司書資格を保有して採用されている学校司書が多いという状況を指摘した。また、図書館法の定める司書の資格を得るために図書館に関する科目と学校司書のモデルカリキュラムの科目との内容の比較から、特に学校図書館のパブリックサービスや児童生徒の教育支援に関する内容を学ぶことが困難であることを述べた。また、学校司書のモデルカリキュラムに含まれない『図書館概論』、『図書館制度・経営論』、『児童サービス論』、『生涯学習概論』の内容は社会教育や公共図書館主体であるが、学校図書館の概要、学校図書館法や児童の読書とともに、社会・地域と学校との連携等の内容は学校図書館の基礎的な知識を修得する上でプラスとなり得ることを明らかにした。

今後の課題については、本稿で明らかになった内容に基づき、学校司書のモデルカリキュラムを受講していない学校司書の研修等の現職教育の内容について検討を行うことである。特に学校図書館独自のパブリックサービスを遂行するための内容、および児童生徒に対する教育支援に関する内容については司書資格を得るために図書館に関する科目においては学習することが難しいことが考えられるため、研修等において学校司書が身につける必要があるであろう。

また、司書の資格を得るために図書館に関する科目の内容の中には、学校司書のモデルカリキュラムの内容に含まれていないが、今後の社会や地域に開かれていく学校にあって、有意義なものもみられる。将来の学校司書に対する現職教育において、生涯学習等に関する理解を図ることが求められるのではないか。

註

- ¹ “平成 28 年 4 月現在、全国の小・中・高等学校における学校司書の人数は延べ約 2 万 2 千人以上に上っており、これは今後も増加していくことが見込まれる”とされる。学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議。これからの学校図書館の整備充実について（報告）。2016, p.7
- ² 「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較。文部科学省。URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm
- ³ 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議。これからの学校図書館の整備充実について（報告）。2016, p.7
- ⁴ 川瀬 北は“公立図書館の司書を養成するためのカリキュラムであるため、司書科目をもって全面的に学校司書資格とするには無理がある”とし、“今後学校司書資格を考える際には現職学校司書への資格付与をどうするのか検討する必要があろうと”問題提起を行っている。川瀬綾子、北克一。学校図書館法改正と学校司書養成の課題。情報学 12(1), 63-78, 2015.
- ⁵ 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議。これからの学校図書館の整備充実について（報告）。2016, p.7
- ⁶ 日本図書館教委会図書館情報学教育部会の研究集会において、“現職の学校司書にどのようにモデルカリキュラムを受講していただくか”ということについて考えを聞きたい”との質問に対して、稻井は“今、全国の色々な都道府県の教育委員会によって少しづつ、学校司書の研修や、学校司書と司書教諭が一堂に会して行う研修会などが始まりつつある。（モデルカリキュラム修了を）採用の要件にすると進まないとと思う。拠点となるような地域の大学が一生懸命宣伝して、教育委員会と連携するなどしないと、なかなか現職の方が進んで受講することは、よほど意識が高い方でないと難しい。地域の国立大学などが教育委員会と連携して、受講を促す仕組み作りをしていく。そういう条件整備をしていかないと、現職の方の受講はなかなか進んでいかない”と回答している。日本図書館協会図書館情報学教育部会会報。第 117 号、図書館情報学教育部会編集・発行。2017 年 4 月 27 日発行
- ⁷ これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』、文部科学省。司書養成課程の設置、変更について > 司書養成課程の一部を変更する場合の届出書類。URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1321000.htm 2019 年 11 月 8 日アクセス。
- ⁸ 『図書館概論』のテキストブックとして、大串・常世田（2014）が、“図書館の種類と利用者、類縁機関等”の章において学校図書館の概要を述べている（大串夏身、常世田良著。図書館概論。第 2 版。学文社、2014）。山本（2015）は、“図書館の種類”の章においてアリゾナ州の学校図書館と学校教育と学校図書館、同州のトゥーソン

統合学校区の学校図書館の現状について述べている（山本順一著、図書館概論、ミネルヴァ書房、2015.5. 269p）。高山 岸田（2017）は、“公共図書館以外の各種図書館”の章において、学校図書館について、学校図書館とは何か、日本の学校図書館として、戦後教育改革と学校図書館の認知、学校図書館法制定運動とその結果、学校図書館法成立以降の状況、また、1990年代以降の国の政策の進展として読書推進の

ための施策、図書館資料充実のための施策、自ら学び考える教育への転換、学校図書館法改正と人の問題と今後の課題について述べている（高山正也、岸田和明編著；逸村裕、平野英俊著、図書館概論、改訂、樹村房、2017.8. 209p）。塩見（2018）は、“図書館とは何か”の章で図書館の種類の中で学校図書館の概要を述べるほか、“図書館法規と行政、施策”の章において学校図書館に関する国の図書館行政と施策、“学校図書館の制度と機能”の章において学校図書館法、学校図書館の機能、学校図書館をめぐる諸問題等について解説している（塩見昇編著、図書館概論、5訂版、日本図書館協会、2018.12. 284p）。

⁹『図書館制度・経営論』のテキストブックとしては、安藤（2013）が“図書館法以外の図書館関連法規”の章において学校図書館法の解説を行っているほか、“図書館の職員体制と司書職制度”の章において司書教諭と学校司書について取り上げている（安藤友張編著、図書館制度・経営論、ミネルヴァ書房、2013）。糸賀・薬袋（2013）は、“他館種の図書館に関する法規”の章において学校図書館法を解説するほか、“公共経営としての図書館経営”の章において学校図書館の経営論と学校図書館のガバナンスについて扱っている。（糸賀雅児、薬袋秀樹編集；市川恵理、内野安彦、荻原幸子、桑原芳哉、高山正也、鎌水三千男共著、図書館制度・経営論、樹村房、2013.12. 216p）永田（2016）は、“図書館の制度”の章において図書館の諸法：他の館種の法として学校図書館法と学校図書館法改正による学校司書の法制化、学校図書館支援センター関連組織について解説している（永田治樹編著、図書館制度・経営論、日本図書館協会、2016.3. 278p）。

手嶋（2017）は“他館種の図書館に関する法律など”の章において学校図書の法的基礎、学校図書館の職員を学校図書館法に基づき解説を行っている（手嶋孝典、図書館制度・経営論、第2版、学文社、2017.154p.）。柳（2019）は、“各種図書館の役割と根拠法”の章において学校図書館法と学校図書館施策について解説している（柳与志夫著、図書館制度・経営論、第2版、学文社、2019.2. 158p）。

¹⁰『児童サービス論』のテキストブックとしては、植松・鈴木（2012）が“学校図書館へのサービス”の章を設けて、1. 学校および学校図書館向け児童サービスへの現状（公共図書館と学校図書館、学校向け児童サービスの種類、地域ネットワークの構築）2. 学校図書館の現状（学習指導要領と学校図書館、学校図書館の現状）3. 学校図書館向けサービスの課題（学校図書館向け資料の整備、司書教諭や教科教員との連携・協同、教員の情報ニーズ、授業づくりへの支援）について記述している（植松貞夫、鈴木佳苗編集；岩崎れい、河西由美子、高桑弥須子、平澤佐千代、堀川照代共著、児童サービス論、樹村房、2012.10. 191p）。堀川（2014）は“学校・学校

図書館への支援と連携・協力”として公共図書館と学校図書館、学校図書館と教育課程の展開、学校・学校図書館への支援について記述している（堀川照代 編著. 児童サービス論. 日本図書館協会, 2014.2. 270p）。金沢（2014）は、“子どもの読書活動の推進とネットワーク”の章の中で、保育所・幼稚園とともに学校との連携および協力について記述している（金沢みどり 著. 児童サービス論. 第2版. 学文社, 2014.8. 189p）、また望月・平井（2015）は“学校・学校図書館との協働および家庭・地域との連携”の章において公共図書館における学校・学校図書館の連携について記述している（望月道浩, 平井歩実編. 児童サービス論. 学文社, 2015. 124p）。

¹¹『生涯学習概論』のテキストブックにおいて、赤尾（2012）は“図書館”（社会教育・生涯学習関連施設の学び）の章において、学校図書館との連携の必要性について述べており、学校図書館とユネスコ学校図書館宣言について解説している（赤尾勝己著. 新しい生涯学習概論 : ミネルヴァ書房, 2012.. 276p）。また、中道, 設樂, 大平（2015）は、“学習を支援する専門職員”の章において、学校図書館の専門職員である司書教諭や学校司書について取り上げている（中道厚子, 設樂馨, 大平睦美著. 生涯学習論. 学芸図書, 2015. 151p）。朝比奈は、“生涯学習活動”の章において公共図書館と学校図書館との協力による地域ネットワークの形成、“生涯学習活動と情報”の章において、学校図書館の理念、学校図書館の現実と図書館利用のトレーニングとして情報活用能力の育成のための練習場としての学校図書館の重要性を指摘している（朝比奈大作 著. 図書館員のための生涯学習概論. 日本図書館協会, 2013. 254p）。鈴木・馬場・葉袋（2014）は、“生涯学習支援における図書館の役割”の章において、学校図書館、学校図書館法、学校司書について触れている（鈴木眞理, 馬場祐次朗, 葉袋秀樹 編著；岩佐敬昭, 大木真徳, 小池茂子, 西井麻美, 山本裕一 共著. 生涯学習概論. 樹村房, 2014. 206p）。

¹²『学校教育概論』のテキストとして、野口・鎌田（2019）は“教育の本質と目的”的章において、生涯学習時代の教育のあり方について触れている。また、“教育法令・制度・行政と学校”の章において、『社会教育法』と『生涯学習振興法』等について取り上げている（野口武悟, 鎌田和宏 編著. 学校司書のための学校教育概論 =. 樹村房, 2019. 214p）

